様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2024　年　9　月　27　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ いしだてっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社イシダテック  （ふりがな） いしだ ひさし  （法人の場合）代表者の氏名 石田　尚  住所　〒425-0004  静岡県焼津市坂本355番地  法人番号　4080001014649  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社におけるDX戦略について」 | | 公表日 | 2022　年　8　月　5　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」  1.はじめに  <https://www.ishida-tec.co.jp/news_202208051108488.html> | | 記載内容抜粋 | 『生産現場に「秘密兵器」をお届けし、お客様の成長に貢献する』を当社のミッションに掲げ、完全オーダーメイドで省力化機械の企画・設計・製造を行っております。100人のお客様がいたら100種類の生産システムがあると考え、お客様と共に汗をかき、お客様それぞれが抱く思いに独創的な発想を重ね、ユニークさを強みにした製品を多数世に送り出してきました。  昨今のテクノロジーの進化やデジタル化、また、コロナ禍によるリモートワークの促進、業務プロセス変化をはじめ外部環境やエコシステム内の変化は著しく、社内に目を向けても、働き方の多様化や効率性・生産性の観点から、業務の見直しを迫られることも多々あります。  こういった状況を踏まえ、当社では、これまで積み上げてきた当社の強みにデジタル技術を掛け合わせることで、従来とは異なる水準での価値提供が可能になると考え、以下のDX戦略を策定しました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社では、取締役会メンバーに対してメールやグループウェア等のITツールを活用し、その内容により、取締役会での決議と同じ意思決定の正規の手続きとしております。その承認を経て、該当文書を公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社におけるDX戦略について」 | | 公表日 | 2022　年　8　月　5　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」  2.DX戦略  <https://www.ishida-tec.co.jp/news_202208051108488.html> | | 記載内容抜粋 | ①サービスの拡充  既存のメカニカルな食品製造/加工にかかわる装置(ハード)と、AI技術(ソフト)を融合させることで、お客様の課題解決のために提供可能なサービスの幅を広げます。また、AIソフトウェアを自社開発することで、機動力/柔軟性を担保します。  すでに、大学との共同研究で実務的に製造現場で利用可能なAIを開発しております。今後は、オペレーション考慮型の教師なしAIの開発や食品製造業/アグリテック分野でのAI社会実装の促進に取り組んでまいります。  ②業務オペレーション効率・品質の向上  デジタイゼーション(アナログデータをデジタルデータに置換)とデジタライゼーション(プロジェクト管理情報をシステムで一元管理)を推進します。また、業務データの管理と結合を容易にし、ナレッジとして蓄積/活用してまいります。  　すでにグループウェアやプロジェクト管理ツールを導入し、業務オペレーションの効率化を図っております。今後は、更なる業務オペレーションの効率化や業務ナレッジの多世代間移行/深化に取り組んでまいります。  ③インサイト・サービス開発の促進  稼働状況やお客様の製品画像群を含む取得データのリモート監視や記録、また保管と活用を通じて、インサイトを取得し、取得したインサイトを利用して、お客様の製造プロセスにインパクトのあるサービスを開発/提案します。  　すでに、海外の離島にある水産関連会社へ設備/リモート監視を導入しており、インサイトを取得しております。今後は、製造ラインの改善提案のサービス化や保守/点検/部品交換のシームレス化に取り組んでまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社では、取締役会メンバーに対してメールやグループウェア等のITツールを活用し、その内容により、取締役会での決議と同じ意思決定の正規の手続きとしております。その承認を経て、該当文書を公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」  3.DX推進体制および環境整備  <https://www.ishida-tec.co.jp/news_202208051108488.html> | | 記載内容抜粋 | DX推進体制としては、社長直轄の事業推進室を中心に設計・製造部署とも連携して①および③を推進しており、社長をトップとした社内IT検討チームを中心に②を推進しております。  人材育成については、社内ノウハウの蓄積・共有を目的として、社内Wikiを作成し、社内IT検討チームを中心にシステム化の推進および導入したシステムの積極的な活用を促進しております。人材確保については、AI等のデジタル技術エンジニアの採用のため、新卒者向けにはインターンシップの受け入れを実施し、中途採用も継続して実施しております。また、AIに関しては大学との共同研究も継続しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」  3.DX推進体制および環境整備  <https://www.ishida-tec.co.jp/news_202208051108488.html> | | 記載内容抜粋 | 環境整備としては、まずは①～③に共通して社内ネットワークインフラやWi-Fi環境の整備をすすめました。従来と比較して、参照性/可用性/冗長性のすべてが向上しました。①および③については、AI開発環境やリモート監視環境の整備をすすめ、②については、3DCADやグループウェアを導入し効率化を図り、また、プロジェクト管理ツールも導入しナレッジの蓄積/活用に取り組んでおります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社におけるDX戦略について」 | | 公表日 | 2022　年　8　月　5　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」  4.達成度を測る指標  <https://www.ishida-tec.co.jp/news_202208051108488.html> | | 記載内容抜粋 | DX戦略について、①および③は企業収益(売上高)の増加に寄与し、②は販売管理費の削減に寄与するため、最終的には営業利益の向上をもってDX戦略の全社的な達成度の指標とします。また、①および③は既存の製品・サービスに新たな価値を付加するものであり、新規事業的側面もある事から、企業収益(売上高)だけではなく、案件獲得数も達成度を測る指標とします。  なお、営業利益・案件獲得数等の情報については非公開となりますが、社内定期会議において進捗が管理されます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　7　月　3　日 | | 発信方法 | 進捗については、HPまたはメディアプラットフォーム「note」にて随時発表を行う予定です。  HP：<https://www.ishida-tec.co.jp/news.html>  note：<https://note.ishida-tec.co.jp/m/ma2e61ee5f8d7>  (#DXシリーズ)  note（具体的記事）：<https://note.ishida-tec.co.jp/n/na73611bb5aba> | | 発信内容 | 【DXをそれなりに進めてきてわかった課題感】  社内メンバーを中心にDX推進の活動を進めてきたからわかった、しみじみとした課題感を共有したいと思います。  1. 短期的に費用対効果が計測できないものが多い。  2．ITツールの習熟度によって、業務効率や社内の存在感に格差が生じる。  3．そろそろ社内IT担当専属が必要。自主性のある取り組みに負荷が増す。  4．ドキュメント化はまちまち。読まれるその日を待つ。  5．デジタルをサービスに適用できるとはいえ、事業化にあたり専門家は必須。  【学び続けよう、でも次の環世界は？】  次は・・・？次の環世界はどんな世界なんですか・・・？  ・  ・・  ・・・  用意されていた。  その名もDX Selection |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月頃　～　2024年　8月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに回答しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | Security Action制度に基づき二つ星の宣言を行っています。また、社内に情報処理安全確保支援士が1名在籍しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。